

## 所得拡大促進税制を活用しよう！

平成 26 年 5 月 25 日  
税理士 北岡 修一

平成 26 年 3 月決算申告から、所得拡大促進税制が適用され始めています。まだまだ中小企業まで十分に景気回復の恩恵を受けているとは言えませんが、少しずつ明るい兆しが見えてきているのではないのでしょうか？この税制は青色申告をしている企業であれば、すべての企業が対象になりますので、適用条件などをご理解いただいた上で是非活用して欲しいと思います。

### Q 1 所得拡大促進税制とは、どのような税制ですか？

A 1 この税制は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、給与等の支給額を増加させた場合は、その支給増加額について 10%の税額控除ができる制度です（図表 1 参照）。具体的には、青色申告を行なう法人や個人事業者が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、図表 2 の 3 つの要件を満たすときは、その給与等支給増加額の 10%の税額控除ができる、というものです。ただし、控除税額は当期の法人税額の 10%（中小企業者等については 20%）が限度とされています。なお、この税制は平成 26 年度税制改正で改正になっており、平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度については、図表 2 のとおり適用要件が変更になっております。主に要件（1）の給与等の支給増加率が下げられており、より使いやすく改正されています。

### Q 2 対象となる国内雇用者や給与等の範囲は、どこまで含まれますか？

A 2 国内雇用者とは、その法人または個人事業主の国内の事業所に勤務する使用人、ということになります。したがって、役員や役員の親族、使用人兼務役員などは含まれません。また、給与等は、給料、賃金、各種手当、賞与などで損金に算入されるものが対象になります。なお、退職金など給与所得に該当しないものや、使用人兼務役員の使用人分給与などは対象とはなりません。

### Q 3 税額控除は基準事業年度からの増加額が対象になるのですよね？基準事業年度は 5 年間変わらないと考えてよろしいのでしょうか？

A 3 そのとおりです。この税制は基準事業年度からいくら給与等支給額が増えたかが、

税額控除の対象となってきます。基準事業年度とは、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち、最も古い事業年度の直前の事業年度となっています。少しわかりづらい表現ですが、まずは、自社の基準事業年度を把握してください。たとえば 5 月決算の場合は、平成 25 年 6 月 1 日開始年度が、前述でいう最も古い事業年度になりますので、その直前の事業年度である平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までの事業年度が、基準事業年度となります。この基準事業年度は常に一定で、この税制を適用する 5 年間変わらないこととなります。したがって、図表 2 の適用要件 (1) を判定する時は、常にこの基準事業年度との比較をして判定します。また図表 1 の税額控除の計算も、常にこの基準事業年度の給与等支給額との比較で、税額控除額の計算をすることとなります。基準事業年度の給与を、図表 2 の割合以上増やしていけば、5 年間税額控除を受けることができるのです。

**Q 4 平成 25 年 4 月 1 日以後に会社を作った場合は、基準事業年度がないこととなりますが、この場合は所得拡大促進税制の適用を受けることができないのでしょうか？**

A 4 このような場合でも、所得拡大促進税制の適用を受けることができます。平成 25 年 4 月 1 日以後に事業を開始した場合は、事業を開始した年度の給与等支給額の 70% を基準事業年度の給与等支給額として計算します。その後の年度では、事業年度の月数により調整計算をします。いずれにせよ、新設法人などでも所得拡大促進税制は活用することができます。

**Q 5 平成 26 年 3 月期決算では、図表 2 の要件 (1) が 3% だったので、適用を受けることができませんでした。平成 26 年 4 月以降の改正基準であれば適用できるのですが、救済措置はないのでしょうか？**

A 5 図表 2 のとおり、平成 26 年度税制改正において要件 (1) は 2% に改正されました。これについては、平成 26 年 3 月期決算で反映させることができませんでした。改正後の要件をすべて満たす場合は、平成 27 年 3 月期決算における本税制の適用額に上乗せして、控除を受けることができます。ただし、平成 27 年 3 月期自体が所得拡大促進税制の要件を満たさない場合は、平成 26 年 3 月期分の上乗せもできないこととなります。

**Q 6 平成 26 年度の税制改正で、図表 2 の要件 (3) の平均給与等支給額の計算方法が変わったとのことですが、どのように変わったのでしょうか？**

A 6 平均給与等支給額の対象に含める人の範囲が変わりました。変更前は、国内雇用者から日々雇い入れられる者のみを除いて平均給与等支給額を比較しておりましたが、平成26年度の税制改正では、継続雇用者のみの平均給与等支給額で比較することになりました。これは高い給与の高齢者が退職し、低い給与の新卒者などが増えても平均給与等が減少してしまうため、継続雇用者だけで平均給与等を計算することにしたものです。なお、細かいことですが、平均給与等が前事業年度以上という要件から、前事業年度を超えることに要件が変わっています。

図表 1 所得拡大促進税制の内容

項目	具体的な内容
適用対象者	青色申告書を提出している法人または個人事業主
適用年度	平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度
税額控除額	(対象年度の給与等支給額－基準事業年度※の給与等支給額) × 10% ●法人税額の 10%が限度。ただし、中小企業者等は 20%が限度

※基準事業年度とは、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいいます (3 月決算の場合は、平成 25 年 3 月決算年度)

図表 2 : 所得拡大促進税制の適用要件

<平成 26 年 4 月 1 日より前に終了する事業年度について、適用する場合>

【要件(1)】	給与等支給額が、基準事業年度の給与等支給額と比較して 5%以上増加していること
【要件(2)】	給与等支給額が、前事業年度の給与等支給額を下回らないこと
【要件(3)】	平均給与等支給額が、前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

<平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度について、適用する場合>

【要件(1)】	給与等支給額が、基準事業年度の給与等支給額と比較して、次の割合以上増加していること ①平成 27 年 4 月 1 日より前に開始する事業年度 2% ②同日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度 3% ③その後、平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度 5%
【要件(2)】	給与等支給額が、前事業年度の給与等支給額を下回らないこと
【要件(3)】	平均給与等支給額が、前事業年度の平均給与等支給額を超えること※

※平均給与等支給額の計算方法も変更になっています